

平成 29 年度「中村忠記念奨学金」応募要領

故中村忠本学名誉教授のご令室からの寄付金を原資として、一橋大学において経済的困窮度の高い日本国籍を有する**商学部学生**を対象にして、経済的負担を心配することなく学業に専念できる環境を提供することを目的として平成 23 年度より「中村忠記念奨学金」制度が設けられました。

対象… 故中村忠本学名誉教授が一橋大学商学部に在籍されたことから前期授業料免除申請者のうち特に経済的困窮度の高い**商学部学生**を対象とします。

ただし、給付型の民間奨学金や併給を禁じている貸与奨学金を受給している学生は受給できません。

給付額…月額 5 万円（返還を要しない「給付型」です。）

1 年間（12 ヶ月）の支給です。採用者は次期の重複受給ができません。

申請手続き…申請希望者は別紙申請書を授業料免除申請時に提出して下さい。

採用人数…1 名

採用時期…7 月頃となります。

選考… 支給希望者のうち「一橋大学授業料免除及び徴収猶予選考基準」に基づき、認定所得の低い者から選出し、商学部・商学研究科教授会にて選考を行います。

採用手続き…採用された者は決定通知後、すみやかに振込口座届出等、所定の手続きを行います。

交付… 所定の手続きが完了した後、届出のあった口座に振り込みます。また採用決定後、（指定した期間内）に（所定の手続き）をしない場合は、辞退したものとして奨学金の給付を取り消すことがあります。

報告… 奨学金受給者は奨学金受給後、その用途についての生活状況報告書を速やかに学生支援課に提出する必要があります。

その他…採用決定後、商学研究科において奨学生証授与式を執り行いますので、必ず出席してください。

本奨学金に関する問い合わせ先

学務部 学生支援課奨学事業係（西キャンパス本館 1 階）

Tel: 042-580-8139

商学部学生（日本国籍を有する）の
奨学金希望者は提出のこと

平成29年度「中村忠記念奨学金」申請書

平成 年 月 日

一橋大学長 殿

商学部 年入学

学籍番号 _____

申請者（学生自署）氏名 _____ (印)

別添の応募要領により、上記奨学金の採用を希望します。
また、採用の際は、奨学金の趣旨に沿って使用します。
この申請書以外の書類については、授業料免除申請時に提出した書類を使用願います。